

第 2 回 館 山 市 議 会 定 例 会 會 議 録

( 第 4 号 )



1 平成3年6月20日(木曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 27名

1番 秋山 光章	2番 増田 基彦
3番 島田 保	4番 斉藤 実
5番 宮沢 治海	6番 植木 馨
7番 鈴木 順子	8番 永井 龍平
9番 脇田 安保	10番 庄司二三男
11番 山崎 雅己	12番 岩村 勝弘
13番 榎本 春光	14番 小宮 利夫
15番 山中金治郎	16番 鈴木 勝美
17番 鈴木 忠夫	18番 日下 君敏
19番 川名 正二	21番 神田 守隆
22番 福原 勤	23番 石井 昌治
24番 石井 輝久	25番 流山源次郎
26番 辻田 実	27番 横溝 功
28番 飯田 義男	

1 欠席議員 1名

20番 生稻 陞

1 出席説明員

市長 庄司 厚	助 役 小幡 清之
収入役 渡辺 弘	市長公室長 佐藤 輝雄
総務部長 二通 英雄	民生部長 佐藤 澄雄
経済部長 脇田 元始	建設部長 伊東 衛
水道課長 鈴木 信一	教育委員会 福原 修 教 育 長

1 出席事務局職員

事務局長 兵藤 恭一	事務局長補佐 土橋 康彦
書記 鈴木 哲	書記 鈴木 修一

書 記 加藤 浩一

1 議事日程（第4号）

平成3年6月20日午前10時開議

日程第1 議案第26号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 { 議案第27号 平成3年度館山市一般会計補正予算（第1号）  
議案第28号 平成3年度館山市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第3 { 請願第1号 産業廃棄物処理場設置に関する請願書  
請願第2号 米の市場開放阻止に関する請願書

開 議 午前10時03分

◎議長（福原 勤君） 本日の出席議員数27名、これより第2回市議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

◎議長（福原 勤君） 日程第1、議案第26号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑応答

◎議長（福原 勤君） これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

21番議員神田守隆君。御登壇願います。

（21番議員神田守隆君登壇）

◎21番（神田守隆君） 議案の第26号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをいたします。

私の質問は説明資料に沿って行います。説明資料の2ページをお開きください。先日の御質問でもお尋ねをいたしましたが、国保会計は昨年が2億3

、000万円、一昨年が1億4,000万円、さらにその前年は2億5,800万円と、3年連続の大幅な黒字でございます。にもかかわらず、値下げをしないどころかむしろ課税限度額を42万円から44万円に引き上げるとの提案でございます。限度額に達している方にとりましては、確実に増税であります。確かに、国保会計が財政的に大変苦しくて所得の低い方にこれ以上の負担を願わなくてはならないので、相対的に所得の高い方々にその分について御負担をお願いしたいとかというのなら、また別の議論をしなくてはならないかと思いません。しかし、事情は全く違います。大幅黒字なのになぜこれ以上の負担をしなければならないのでありましょうか。また、所得の低い方の税負担が高過ぎるので、その方々の税の軽減をしたいのでというのなら、その分についての減税案があって当然であります。それありません。限度額を引き上げて増税をする理由はありません。

そこでお尋ねをいたします。まず、この限度額というものについてそもそもどういう意味があるとお考えでありますか、お聞かせをいただきます。

次に、こうした限度額について他の医療保険制度ではどのようになっていますでしょうか。組合健保ではそれぞれの組合ごとに違うかと思いますが、代表的な政府管掌健保ではどうでありますか。また、公務員などの共済ではどのようになっていますか、お聞かせをいただきたいと思えます。

次に、この税法上の限度額に対して、市独自にそれより低く限度額を設定している市があるかと思えますが、この限度額について低く設定をしている県内市の状況はどのようになっていますか、お聞かせをいただきたいと思えます。

次に、国保税の税率を据え置くということについてお尋ねをしてみます。昨年度2億3,000万円、一昨年度1億4,000万円、大変大きな黒字を計上しているわけですが、この黒字の原因は何によるものと考えておるのでありますか、お聞かせをいただきたいと思えます。

次に、国保税は私は値下げをすべきではないかと思うのでありますが、県内で昨年度国保税あるいは料を引き下げた市町村もあるかと思えます。それについて御説明をいただきたいと思えます。

次に、館山市の国保税は大変に高く、社会保険に比較をしてほぼ2倍程度になっておりますが、ほかの市の国保と比較してはどのようになりましょうか。館山市の税率について県内他市との比較ではどのようになりますか。例えば、千葉市あるいは浦安市と比較をして、年金で年間240万円ほどの方の場合はどうなるのか。また、年収300万円程度の方の場合はどのようになるのか、具体的ケースについて試算をし、御説明をいただきたいと思ひます。

次に、税率につきましては所得割、資産割、均等割、平等割とそれぞれがあるわけでありまひす。説明資料の4ページによりますと、この配分割合について所得割は72.5%、資産割は10.8%、均等割が10.2%、平等割が6.5%と設定をされておりますが、この配分割合については各市町村それぞれ独自のものがござひます。館山市の場合はどのような考え方のもとで現在の配分割合になっておるのか、基本的な考え方について御説明をいただきたいと思ひます。

以上、御答弁によりまして再質疑をさせていただきます。

◎議長（福原 勤君） 庄司市長。

（市長庄司 厚君登壇）

◎市長（庄司 厚君） ただいまの神田議員の御質疑にお答えいたします。

大きな第1の課税限度額を42万円から44万円に引き上げたことにつきまして、その小さな第1点目、限度額の意味についてどのように考えているかとの御質疑でござひます。国民健康保険税はその形式は税であるものの、実質は保険料であることから、課税限度額についても税、料を通じる国民健康保険の負担水準に関する問題として、国民健康保険制度全般を所管する厚生省と自治省が十分に連携し、決定しているところとござひまして、所得の伸び等による課税限度額世帯の割合の増加、国保医療費の上昇等を勘案するとともに、低所得者層に負担がかからないようにその枠が決定されているものと認識しております。

次に、小さな第2点目、社会保険、共済などの限度額と比較してどうかとの御質疑でござひますが、政管健保では36万9,120円、市町村職員共済組合では32万3,760円となっております。

次に、小さな第3点目、県内他市の限度額はどのようになっているかとの御質疑でございますが、平成2年度におきましては限度額42万円が館山市を含む20市、40万円が8市となっております。なお、県内80市町村におきましては、71市町村が限度額42万円となっております。

大きな第2の国保税の税率据え置きについての小さな第1点目、2年連続の黒字の原因は何かとの御質疑でございますが、まず平成2年度の決算見込みでは予算現額に対しまして歳入で1億2,214万2,000円の収入増でございます。その内訳は国民健康保険税1,462万2,000円、療養給付費交付金6,806万6,000円、共同事業交付金1,164万7,000円、第三者納付金1,317万2,000円、その他1,463万5,000円でございます。また、歳出で1億938万9,000円の支出減の見込みでございます。その内訳は保険給付費9,882万4,000円、その他1,056万5,000円でございます。なお、収入増には国庫支出金等翌年度精算による返還金見込額3,465万5,000円が含まれております。

次に、平成元年度の決算では、予算現額に対しまして、歳入では4,075万3,000円の収入増でございます。その内訳は国民健康保険税3,349万9,000円、その他725万4,000円でございます。また、歳出で1億443万5,000円の支出減でございます。その内訳は保険給付費9,067万8,000円、その他1,375万7,000円でございます。両年度とも主なものは保険給付費が見込額を下回ったことによるものでございますが、国保は団体委任事務ということもございまして、医療費の見込みを含めまして毎年国から示されます積算方法により、予算計上をいたしているところでございます。

次に、小さな第2点目、県内で昨年度国保税を引き下げた市町村はどこかとの御質疑でございますが、千葉県国民健康保険団体連合会発行の資料によりますと、松戸市、八日市場市、白浜町の3市町でございます。

次に、小さな第3点目、館山市の税率について、千葉市と浦安市との比較はどうかとの御質疑でございますが、65歳以上で年金収入が240万円の夫婦の場合につきましては、それぞれの市の平成2年度における税率により計算しますと、館山市は7万3,000円、千葉市は7万4,000円、浦安市は3万8,900円の税額となります。また、給与収入300万円で夫婦と子供1人の世帯

につきましては館山市は16万 5,600円、千葉市は16万 100円、浦安市は9万 5,000円となります。

次に、小さな第4点目、配分割合についての基本的な考え方は何かとの御質疑でございますが、御承知のように地方税法におきまして、標準課税総額に対する標準割合は、基本的には応能、応益を各50%として3つの方式が示され、配分割合に伴う案分率は市町村の実情に応じて算定し、その決定は条例にゆだねられているところでございます。館山市におきましては、昭和58年に所得割の算定をただし書き方式に移行するとともに、配分割合につきましては低所得者層の税額に配慮しつつ、県内各市町村の動向等を勘案しながら決定してきたところでございます。その結果、平成3年度におきましては応能割83.3%、応益割16.7%で、案分率は昭和61年度に現行の率に改定以来、5年間の据え置きとなっております。ちなみに平成2年度本算定時における本市の応能割は82.0%、応益割は18.0%でございました。県内80市町村の平均はそれぞれ83.7%、16.3%となっております。

以上でございます。

◎議長（福原 勤君） 21番神田守隆君。

◎21番（神田守隆君） まず、限度額の問題でございますが、この限度額については今回44万円に上げる。国の地方税法の改正という、こういう中で行われたわけでありましてけれども、低所得層の負担の軽減を図るといようなことがこの中でお話がありましたけれども、しかし他の健康保険制度、医療保険制度との均衡という点から見ると、甚だしく不均衡が感じられるわけですね。今のお話ですと政管健保では36万 9,000円余、公務員などの共済では32万 3,000円余、こういう中で44万円、国保の加入者に関しては非常に高い限度額まで国保の負担が出てくる。これは、他の保険制度との均衡という点から考えますと大変問題ではないか。

そういう中で、市町村独自に一定の減額措置をとっている市町村も県内では昨年度で8市ですか、あるということでもあります。これは館山市の今の状況からいたしますと、今回大幅黒字という中で、何でまた増税をしなきゃならないんだ、これはどうしても割り切れないものを感じるわけですね。市独

自にこの辺についてはやはり一定の措置をする必要があるのではないかな。なぜこの地方税法で限度額がアップになったからといって、市がそれに追随をして、財政状況がよいにもかかわらずそのことをしなければならなかったのか。しなければならなかったかというか、なぜそれをしようとなさるのか。その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思うんですね。

参考までに、共済の中では市長さんもこれまで国保に入られていたかと思うんですけども、市長さんというお立場になりますと共済ということになりますから、これについての限度額、市長の限度額では幾らになりますか。これまでは今までのお立場だと42万円の限度額という中におられて、恐らく人の給料幾らだかわかりませんからわかりませんが、それに近い金額、あるいはその金額を国保で負担をなさっていたんだと思うんですが、今回市長という立場になられると、どういう保険の負担になるのか。その具体的な数字をお示しをいただきたいと思います。

それから、税率の据え置きの問題でありますけれども、先ほどの限度額の問題とも関連はするかと思うんですが、大変な黒字を続けている。これは事実なんですね。先ほどのお話ですと、国保税は国保料というか、そういう考え方が基本なんだということでした。黒字ならば安くするのが当たり前、そうなる。なぜなさろうとなさらないのか。先ほどのお話ですと、黒字の原因は保険給付額が見込みよりもかなり下回っている。昨年も一昨年も約1億弱、保険給付額が下回った。しかし、この保険給付額の見込みというのは国の基準で示されるから、それで試算をせざるを得ないんだと、こういうお話でありましたけれども、この国の積算基準、これは全国平均的なものもあろうかと思えます。館山市の国保の加入者は黒字を続けているということは、国の一定の基準に対してみた場合に非常に健康に留意をしておる。総体的に1億からのお金が余るということは、そういうことを意味しているんじゃないかな。だとすれば、国保税が安くても、それは安くしてもそれは当然だろうと思うんです。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

今のお話の中でも館山市と千葉市ではそれほど大きく変わっているなという感じはしませんけれども、浦安と比較しますと非常に国保税の負担が違う。

各市町村の状況においてもかなり大幅に国保税の負担水準が違う。これまで従来1世帯当たりの平均額というような、負担額という考え方で比較すると見えなかったわけですが、所得水準で具体的に検討してみると、浦安に比べると倍までいきませんが倍近いという負担になっているわけであり、国保の状況ということでも、市町村の運営いかんによって相当違うということが今回の中で明らかになったと思うんですね。そういうことで、やはりこれだけ高い国保税を負担している市民としては、少しでも安くしてもらいたいというのが強い願いかと思っておりますので、ぜひその辺の御検討をいただきたいと思っております。

以上、御答弁をお願いします。

◎議長（福原 勤君） 民生部長。

◎民生部長（佐藤澄雄君） まず、これほどの黒字があるのになぜ引き下げをしないかということでございますが、事実黒字になっておりますが、その中で実際にいわゆる減税の財源といいますか、基金の方に積み立てられる額、それは必要経費等がありますので、若干違うわけでございます。平成2年度、平成元年度ともそれぞれあるわけでございますが、黒字の中で当初見込んだもの、それから本算定時にその年の国保税に充当して軽減を図ったもの、それから国への返還金、そういうものを差し引きましていわゆる基金に繰り入れる、そういう額が平成2年度で9,800万、元年度はゼロということでございます。

それで、この館山市でなぜ引き下げることができないかと、そういうことでございますが、現在の館山市では国保税を引き下げない状況にはないという判断をしております。その理由は、まず財源的な問題でございます。現在7,300万の基金がありまして、今回本算定での積み立ての予定額9,800万、これを加えましても1億7,100万、これは国の基準の5.97%でございます、国の指導は5%でございます。過去の実績等で非常に昭和60年度には2億円あった基金が61年1億3,000万、62年度6,000万、63年度3,000万ということで、税の軽減のために取り崩してございまして、63年度末には200万になってございます。こういうようなことで、非常に過去の実績から見ても非常

に医療費の動向、そういうものが非常に不安定なものでございます。

それから、2つ目に引き下げた場合の国の措置、これが問題になってくるわけでございます。国では国保税の税率、所得割、資産割、平等割、均等割、この4つの税率のうち、1つでも下げればこれ引き下げとみなしまして、特別調整交付金、こういう制度があるわけでございますが、国から来る制度でございますけれども、これは館山市では現在4,500万円、平成2年度では交付されているわけでございますが、この申請を受け付けないという方針でございます。この4,500万のうちにいわゆる企業努力と申しまして、確実に来ないもの、予想されるものが3,800万がこれが実質的な対象額になるのではないかというふうに考えておりますが、こういうようなことで、これは1年限りということじゃなくて、将来にわたって入るものが入ってこないという影響を市に、国保会計に与えるものというふうに考えています。

3番目に、これからの医療費の改定、これが見込まれているわけでございます。「国保実務」という本によりますと、この10月をめどに公私病院連盟、これが7.6%の医療費の改定、引き上げ、それから日本医師会の方で7.3%、このような大幅な要求をしてございます。

もう一点、老人保健拠出金の増高、これが見込まれるわけでございます。現在これは老人保健の加入者の加入者案分率というのがあるわけですが、平成2年度から案分率が100%になりまして、国保は他の保険と比べまして大変有利になったわけでございますけれども、この上限が20%ということで、加入者の加入者調整率、そういうものの中で現在館山市では平成3年度から21.1%になる、4年度で22.2%になる。そうしますと、老人加入者の増と医療費の増がそのまま拠出金の増となってくるというシステムになっておるわけでございます。こういうことで、金額にいたしますと平成3年度で約3,000万、4年度で約6,500万というような試算ができるわけでございますが、これは後でいわゆる2年後の精算ということになっておりますので、後々までも響くんじゃないかということが考えられます。

以上のような現況の中で、館山市では引き下げる状況にないというふうな判断をいたしております。

以上でございます。

◎議長（福原 勤君） 総務部長。

◎総務部長（二通英雄君） 限度額の引き上げでございますけども、平成3年度における保険料の44万ということですが、保険料の賦課限度額を低く抑えるということは、低所得者層に過剰な負担をかけるということで、市長からも答弁しましたように公平の負担の見地からこれを44万円に引き上げるといことで館山市の方はいきたいと、こういうことでございます。

それから、共済あるいは社会保険との差額があるということですけども、これは制度上の問題がございますので、税率の面からそれを直していくということじゃなくて、制度から直さなければいけないのではないかと思います。

それから、市長の保険料の話ですが、市長の給料が78万 7,000円でございます、これの共済の掛金が限度額71万でございますので、それに率を掛けますと32万 3,760円になります。

以上でございます。

◎議長（福原 勤君） 神田守隆君。

◎21番（神田守隆君） なかなか難しい話がたくさんされました。4つほど大まかに言って、この税率の引き下げができないというお話がございました。この個々の問題、具体的な問題、かなり専門的な問題もあります。したがって、委員会の中においてこの問題についての審議をさらに細かくしていかなきゃならぬじゃないかなと思います。

そういう中で、一点をお聞かせを願いたいと思う点は、現実に引き下げをしている自治体がございます、現在。先ほどのお話の中でもありました。それで、特別調整交付金、これが先ほどのお話でももらえなくなる、引き下げを行うと。お話がございました。館山市が昨年度ですか、4,500万、元年度で2,900万、63年度では約600万ぐらいだったんじゃないかなと思いますけれども、この特別調整交付金がもらえなくなるんだと、減税を実施すると。こういうようなことでありましたけれども、逆に減税をしなければもらえると、こういうふうに理解をされているのか。減税をしなければもらえると、こういうふうに理解をされているのか、そういう性格のものではないんじゃないかなと

思うんです。

それと、もう一点は減税をしたら特別調整交付金を交付しないというのは、個々の市町村の国保の財政運営の点から考えて、大変な黒字を抱えている。館山市が来年もまた黒字、また黒字ということが続いていっても、これは永久に減税はできない。国の調整交付金をもらうためにはそれができないんだという議論になるかと思うんですね。これは減税をしたらその調整交付金を交付しないと、こういうやり方はいくら経営改善に努力しても、市町村が経営改善に努力をしても、その努力の意味を結局なくしてしまうという点では、大変おかしな制度だと私は思うんですね。したがって、こんなやり方、私はどうしても了解できないんですけれども、とんでもないことではないか。この特別調整交付金の制度、これは極めて政治的な問題かと思うんですけれども、その辺で全国市長会なり、市長さんもいろんな場を通じてこういう問題について御意見を述べていかなきゃならぬ場合もあろうかと思うんですが、その辺での政治的な見解という点で、市長さんのお考えもこの際聞かせていただきたいと思うんです。この特別調整交付金を通じて減税をさせないと、实际的に。そういう指導を行うということは、これは市町村の国保の運営に対する介入ではないかと思うんですけれども、その点いかがお考えですか、お聞かせをいただきたいと思います。

◎議長（福原 勤君） 民生部長。

◎民生部長（佐藤澄雄君） ただいまの特別調整交付金につきましては、国の一つの方策として実施しているわけでございます。そういうことで、これにつきましてはこれからそれぞれの自治体、この方法がいいかどうかというようなことも含めまして、協議していかなければならないものだというふう考えています。

◎議長（福原 勤君） 庄司市長。

◎市長（庄司 厚君） 神田議員の最後の御質疑の保険についての根本的な問題はないかということでございますが、国保、その他の社保を含めまして、将来にわたる日本の大きな課題の一つは保険の一元化の問題がある。これは認識しております。そういう運動は各所で展開されている。大きな問題でご

ざいます。

◎議長（福原 勤君） 以上で21番議員神田守隆君の質疑を終わります。

次、26番議員辻田 実君。御登壇願います。

（26番議員辻田 実君登壇）

◎26番（辻田 実君） 私も神田議員と同じ議案第26号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を申し上げたいと思います。

この件につきましては、今神田議員の方からいろいろと質疑をされましたので、重複する点も非常に多いので、私は各論的な面に絞って二、三お伺いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

私はかねがねこの国民健康保険のことにつきましては、御案内のように館山市民の半数以上の方が共済保険なり、政府管掌の保険等に入っておりますので、この辺はきちんと区切りをつけていかないと、運営に誤りを犯すということに指摘してまいりましたし、私自身はどちらかという政府管掌の社会保険に入っているものですから、社会保険へ入っている者が入っていない国民健康保険のことについていろいろ質問したり、意見をすることは少し厚かましいんじゃないかと、こういうことでもって基本的な点については余り触れずに来たわけでございます、そういう面では議会の中で国民健康保険に対するところの非常に細かい問題というんですか、そういう点については非常に勉強不足でもって素人同様でございますので、そこら辺ひとつ勘案して、教えていただくということで御答弁をいただきたいというふうに思います。

今申し上げましたように、国民健康保険税は神田議員が言われましたように税金でございます。内容は保険料でございますけども、法律的には税金でございます。税金になるにはやっぱり国民皆保険という一つの原則があるわけございまして、こういう面から言えば私は無理はないんじゃないか。したがって、税金である以上、国民が納めなきゃならない義務が憲法でもって規定されてある。税金については納めなきゃならない義務があるわけですから、これは慎重に扱わなきゃならないというふうに考えております。

先ほどの質疑の中でもって、市長はそういう立場に立って館山市の国民健

康保険の運営については応能の原則、それから応益の原則に基づいて遺憾のないように執行しておると、こういうことでございますので、この点については私は私自身の見方、理論から言っても非常に結構なことございまして、その理論は貫かなきゃならない。税法上からいきまして、一番大切なのは今申しましたように応能の原則、さらには平等の原則、これがやはり貫かなきゃならないということは、世界的な税法に対するところの2大原則ということを言われているわけございまして、私も学生時代にそういうことでもって、この2大原則は税金の中でも大切だということを、そのほかにいろいろな原則があるけれども——ということを教わってきましたので、多分間違いないんじゃないかと思ひまして、そういう観点で質疑をするならば、この国民健康保険税が制度的に私は非常に間違っておる。

これはもう再三指摘しておりまして、全国の市議会議長会でも再三要望しているようございするけれども、とにかく国民健康保険でありながら、その市町村ごとに独立している、320万人の横浜市と3,000人の何々村でも独立してやらなきゃならないという、ここにもう非常にその問題があるわけございまして。酒だとかたばこだとか米だとか鉄道運賃、こういうものは全国みんな一律の料金でありながら、なぜ生命にかかわるこの保険料だけは町村ごとに300万の横浜市も3,000人の町も同じにしなきゃならないということにもうそもそもの法的な問題があるので、これはどうしようもないんじゃないか。これは強く市長会でもその改善、少なくとも県単位ぐらいに統合していききたいという方向も出ているようございすけども、ならない中ではどのようにしてこれを調整するかということが問題であろうというふうに思うわけであります。

こうした観点に立ちますと、私は今回の課税限度額の改正によりまして、42万円から44万円に引き上げられたということは、どういう結果が館山市民の納税者に出てくるのか。その点についてお伺いをしたいわけございす。したがいまして、これによって引き上げられる対象人数はどのぐらいになるのか、その人数を教えてください。同時に、その対象になる額はどのぐらいになるのか、教えてくださいと思ひます。

2番目には、この12条の4割軽減世帯にかかわる所得の判定基準に用いる加算額の改正によりまして、最低が21万5,000円から22万円ということでもって、5,000円の引き上げになったわけでございますから、これは最低限度額が引き上げられたわけでございますが、これによって救済される人員が今年度の予算には何名ぐらいなのか。そして、その額はどのぐらいの額になるのか。したがって、2条と12条の増額分と減額分の差額は数字的にはどのぐらいになるのか、これをまず示していただきたい。それによって、私の意見というものを述べたいというふうに思いますので、まず最初にこの点をお伺いいたしまして、これに関連いたしまして若干の質問をいたしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（福原 勤君） 庄司市長。

（市長庄司 厚君登壇）

◎市長（庄司 厚君） ただいまの辻田議員の御質疑にお答えいたします。

大きな館山市国民健康保険税条例の改正の問題、小さな第1点目、課税限度額を42万円から44万円に引き上げることによる影響についての御質疑でございます。限度額44万円を超過する世帯は986世帯であり、2万円の引き上げに伴い、70世帯が課税限度内世帯となります。引き上げによる影響額は2,040万円でございます。

次に、小さな第2点目、軽減世帯についての御質疑でございますが、軽減世帯のうち、6割が軽減される1号該当の世帯数は2,037世帯、軽減額は3,275万8,000円、4割が軽減される2号世帯は234世帯、軽減額は370万円でございます。判定基準の引き上げに伴う影響額は25世帯、35万4,000円となっております。なお、この低所得者軽減に充てた金額の補てんにつきましては、国が2分の1、県、市が各4分の1を負担していることは御承知のとおりでございます。

以上で終わります。

◎議長（福原 勤君） 辻田 実君。

◎26番（辻田 実君） 館山市の内容についてはわかりました。

そこで、この課税限度額の引き上げによりまして、44万円になったわけで

ございますけれども、ちなみに社会保険で納めるところの最高限度額というのは35万 784円でございます。いいですか。これ以上はないんです。月給にして69万 5,000円の月給を払って、これ以上の人は月額2万 9,820円です。いいですか、社会保険の場合。それで2万 9,820円を12倍しますと35万 7,840円。したがって、この差引額について 8,216円の不正があるわけです。高いんです、これだけ。ここでもって聞きたいのは、まずこの点についてどのように考えるかということが第1点。よろしいですか。差額があるということですね。社会保険だと35万、年額。国民健康保険だと44万。約 8,000円の開きがある、高くなる。これじゃ、先ほど申したように応能の原則とそれから平等の原則からいって、国民保険払う人はばかみちゃうということでもって、ますます払う気がなくなってきたんじゃないか。昨日の質疑の中でもって神田議員のあれについて、国民保険税を滞納する人というのは高いから、もうそれ抵抗の意味でもって滞納をする人が多いんじゃないかということもあるんじゃないかということ指摘されておりましたけど、ますますそういう点を増長するんじゃないかと思うんですけれども、この点についてどのように考えるか、まず第1点お伺いしたいわけでございます。

それから、2番目に最低の方につきましては社会保険の方は月額 2,856円が最低額でございます。これは月額所得7万円の人です。7万円以下は要するに免除になるわけです、保険料というのは。これ月額に直しますと、5万 1,000円です。— 失礼しました。社会保険の方は月額 2,856円でございますから、これを年額にかえますと5万 1,000円になるわけでございますけれども、そうしますとこの差額が— 失礼しました。国民健康保険の方は5万 1,000円が限度額になるわけでございますから、7万円と5万 1,000円の開きがあるわけです。だから、7万円までが救済される。国民健康保険は5万 1,000円までしか救済されないと、こういうことになるということでございますから、これも非常に対象額が違うわけでございます。この差額をどのように考えるか。低所得者については7万円ですよ、社会保険では免除される。それから、国民健康保険じゃ5万 1,000円、1万 9,000円、この差が出てくるということでございますけれども、この点についてはどのようにお考

えになられるのか、まずこの点についてお伺いをいたしたいというふうに思っています。

◎議長（福原 勤君） 総務部長。

◎総務部長（二通英雄君） 限度額の差の問題でございますけども、制度上違いますので、これを一元化しなければ辻田議員のその差について埋めることはできないんじゃないかと、こういうふうに考えております。

◎議長（福原 勤君） 辻田 実君。

◎26番（辻田 実君） もうこれで2回ですからあと1回ですけども、制度的に——それはさっき私が言ったように逃げ口上であって、それをどう考えているかということですよ。

でも、制度的の矛盾はさっき私が指摘したとおりでございます。しかしながら、それは診療報酬をそれが受益者負担でやる。そして事務費その他については国で出すというのが保険制度でございますから、そのぐらいのことは私だって知っていますよ、それは。だから、したがって診療報酬が高くなれば保険料も高くなるというその矛盾は横浜も3,000の村も同じだという、5万4,000幾つの館山も同じようにやっていかなきゃいけないから分が悪いことは認めます。しかしながら、そういってもそういう矛盾がありながらも、その最低限の保証が社会保険は7万円でもって、国民健康保険は5万1,000円だということになるのは、これはもう絶対的な問題ですよ。哲学の問題ですよ、いいですか。

それから、最高限度額が片っ方の方は35万円でもう打ち切られているのに、市で扱う国民健康保険の方は42万円を44万円に引き上げるということですよ。これはもう絶対的ですから、その枠はやはりどう見ても保険料の診療報酬で払うということについては、これは私は百歩譲ってもいいですよ、法律で決まっているんですから。そういうと怒る人もいるかもわかりませんが、自分のかかった医療は自分で払えというんですから、それは高くなってもやむを得ない場合があるかもしれないけど、しかし頭打ちの絶対値出たものはやはり国で負担するなり、国民健康保険ですから、そういうことでやらなければ、それを受益者の負担にかけていくということについては、これはもう大

変な矛盾であって、ちょっと常識で考えても、理論的にいっても応能の原則、平等の原則から言っても、この上と下の絶対値の違いということについては、私は市民もちょっと納得しないんじゃないか。

私の同僚議員の中でも、いや社会保険であれば35万で済む、どっちみち自分で出すんだらうけども、国民健康保険へ入ると44万だから随分これは違っちゃうなど、これやめて社会保険の方へ無理して入んなきゃいけないなというようなことをお茶飲み話でしている人もおりましたけれども、一般的にはそういうのはもうどんどん膨んでいっちゃうじゃないか。それはもうルールの基本がそういう違いがあることについて、どのように考え、その点については私は市としても何らかの形で国がその点を埋めてくれなければ、市町村でもって埋めるなり、何かそういう便法措置をとっていかないと館山市民は非常に困る。隣近所だと半数以上の人たちがそうなんですから、7万円以下は納めなくてもいいんですし、また35万円でもいい人が半分以上いるんですから、社会保険へ入っている人、共済保険に入っている人はそうなんですから。それとルールが違うということが、片っ方は国民健康保険税という、国民の義務として行われておるところの税として制度化されているものにそういう矛盾があったんでは、私ども議員としても市民に対してどう説明していいのかわからないわけですから、そこら辺制度の矛盾ですからしょうがありません — それはわかった上でございますから、そのところをどのように考えておられるのか、市は。

ここは、こういう改正するときについては制度の矛盾がありながらも、いわゆる具体的にやはり実際に払う人の立場、館山市の置かれているこの国民健康保険以外の納めている人との割合、比較、こういう面でもってやはり納得のいくような説明、またできなきゃできないでそれをどう改善していこうということで、どのように具体的に政府や国に対応していくのか。それが政府や国に対応できない場合には市の予算でもってそれを埋めるとか、何かそういう方法というものをしてやらないと、この問題は矛盾だからということでは済まされないんじゃないかと思えますけども、そこら辺についてひとつ、わかりやすく教えていただきたいと思えます。

◎議長（福原 勤君） 民生部長。

◎民生部長（佐藤澄雄君） 制度の問題でございますので、私の方から若干説明といたしますか、それをさせていただきたいと思えます。

御承知のとおり国民医療費、これが年々増加しているわけでございます。平成3年度では予定としては21兆円になろうというようなことでございます。その中で、いわゆる被用者保険、全人口の中でこれが7,662万9,000人、国民健康保険が4,533万8,000人、生活保護法の適用者が123万9,000人、1億2,300万の人口の中で、そういうふうな分布をしているわけでございます。

そういう中で、この医療費の一本化、先ほど市長からも答弁ありましたけれども、長い間の国の一つの宿題でございます。同じ医療をかかったら同じ負担をするということでございますが、これがなかなか国も本腰を入れてやっているわけですが、なかなか一本化が難しいということでございます。最近国でも老人保健の方の改良、国民健康保険の改良、そういうことで大変やっているわけでございますが、改善はされておりますが、なお基本的な一本化についてはこれからの問題ということになっておるわけでございます。したがって、各保険者、各市町村、それぞれこれを一元化に向かって市長会、町村会、そういう団体で国に積極的に働きかけて、早くこの一元化を実現してほしいということを継続的に積極的に行っているところでございます。

以上です。

◎議長（福原 勤君） 以上で26番議員辻田 実君の質疑を終わります。

以上で通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑ありませんか。— 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

#### 委員会付託

◎議長（福原 勤君） ただいま議題となっております議案第26号は、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### 議案の上程

◎議長（福原 勤君） 日程第2、議案第27号及び議案第28号の各議案を一

括して議題といたします。

#### 質疑応答

◎議長（福原 勤君） これより質疑を行います。

通告はありませんでした。御質疑はありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

#### 委員会付託

◎議長（福原 勤君） ただいま議題となっております議案第27号及び議案第28号の各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### 請願書の上程

◎議長（福原 勤君） 日程第3、請願第1号及び請願第2号の各請願を一括して議題といたします。

#### 委員会付託

◎議長（福原 勤君） ただいま議題となりました各請願は、ともに6月12日の議会運営協議会開催までに受理したものであります。

お手元に配付の請願付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### 議長の報告

◎議長（福原 勤君） なお、この際申し上げます。

6月12日議会運営協議会開催までに受理した陳情書は、お手元に配付の陳情送付表のとおり所管の常任委員会に送付いたしましたので、御報告いたします。

延 会 午前11時06分

◎議長（福原 勤君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(福原 勤君) 御異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明21日から24日まで、委員会での議案審査のため休会、次会は6月25日午前10時開会といたします。その議事は、議案第26号乃至議案第28号等に係る委員会での審査の経過及び結果の報告、討論、採決並びに追加議案の審議といたします。

なお、この際申し上げます。各議案等に対する討論通告の締め切りは6月25日午前9時でありますので、申し添えます。

◎本日の会議に付した事件

- 1 議案第26号乃至議案第28号
- 1 請願第1号、請願第2号